

濃厚接触者となった方の待機期間について

2022年7月22日付の厚生労働省からの通知では、濃厚接触者の待機期間が7日→5日に短縮(6日目隔離解除)されています(あるいは2及び3日目の抗原定性検査で陰性を確認した場合は3日目から解除可能)¹⁾。これは社会経済活動の維持を目的とした変更であり、この通知には、“(濃厚接触者は)7日間が経過するまでは、…ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問を避け…”との文言が付随しています。

また、この通知の根拠の一つとなった国立感染症研究所の資料²⁾によると、オミクロン株感染の潜伏期間に関しては5日目の時点ではまだ83%の方しか発症しておらず、7日目の時点でようやく発症者の割合が95%に達します。つまり濃厚接触者を6日目に解除した場合、約15-20%の方が、まだそれ以降に発症するリスクを有している、ということになります。

当院には高齢者や様々な病気を抱えて受診、入院される方が多数いらっしゃることを考慮すると、この15-20%の発症リスクを許容することは難しく、濃厚接触者と認定された方が受診される場合は、現在でも最終曝露日の翌日から7日間の待機期間(つまり、発症しなかった場合は8日目以降に来院可能)を設けていますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

1) 厚生労働省新型コロナウイルス感染対策推進本部. 事務連絡. B1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について. <https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>

2) 第92回(令和4年7月27日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード. 中島先生提出資料. <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000970030.pdf>